

I 基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

三鷹市では情報通信技術（以下「ICT」という。）の利活用によって豊かさ、便利さ、楽しさを実感できる地域社会（ユビキタス・コミュニティ）の実現を基本目標とした、「ユビキタス・コミュニティ基本方針」（注1）を平成19年5月に策定するとともに、「民学産公」の協働による組織であるユビキタス・コミュニティ推進協議会を設置し、地域SNS（注2）の構築、FAQ（注3）システムの構築、コンビニエンス・ストアにおける証明書等の交付などの施策を実施してきました。

また、地域及び市内における情報化施策の推進には、情報セキュリティの確立や個人情報保護は不可欠であり、情報セキュリティマネジメントシステム（ISO/IEC27001）の継続的運用を行うとともに、平成22年度には地震などの災害時においても市民サービスが中断することのないよう、仮に中断した場合には、それを早期に復旧することを目的として「三鷹市ICT事業継続計画」を策定しました。

これらの成果を引き継ぎ、さらに発展させるため、ICTの活用による安全安心な地域社会の実現、より利便性の高い市民サービスの提供、市民間の豊かな情報交流の実現等をめざすとともに、情報セキュリティの確立や個人情報保護を進め、効率的で効果的なICTの活用が課題となっています。

（注1）ユビキタス（ubiquitous）：ラテン語を語源とする英語で「どこでも」「あらゆるところに」という意味。日本では、平成21年7月に策定された国の「i-Japan戦略2015」において、「いつでもどこでも、かつ、安全・安心に、デジタル技術・情報を活用できる環境を整備する」ことがうたわれています。

（注2）SNS（ソーシャル・ネットワーキング・サービス）：参加者が互いに、個人の趣味・嗜好・友人関係・興味があることなどを公開しながら、新たなコミュニケーションや幅広い情報交流が行えることを目的とした、コミュニティ型のウェブサイトのことです。

（注3）FAQ（エフエーキュー）：Frequently Asked Questionsの頭文字をとったもので、「よく尋ねられる質問」の略。多くの人が共通して尋ねる質問と、それに対する回答をまとめた問答集のことです。

施策の方向

平成19年度から平成21年度までの3か年で実施してきたユビキタス・コミュニティ推進事業の成果を引き継ぐとともに、ICTに関する新たな発展や国の施策及び社会状況の変化等に対応した「地域情報化プラン2022」を推進します。

日々進化しているICTの実情に合わせ、4年サイクルで必要に応じた修正を加えることとし、実施にあたっては「市民ニーズに適したICTサービスの提供」「費用対効果の検証を裏付けとしたICT」「情報セキュリティを確保した市民から信頼されるICT」の視点に立った検証を行うとともに、「民学産公」の協働によるユビキタス・コミュニティ推進協議会等による市民意見を踏まえた検討を行い、市民が市に求めている利便性の向上や安全安心、暮らしやすさ、三鷹らしさを実現してゆく手段としてのICTの活用とそれを支える情報基盤の確立に向け取り組みます。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
インターネットなどで届出・申請ができる手続きの種類	27種類	32種類	36種類	40種類

電子的に手続き可能な届出・申請の数値です。東京都の電子申請サービス及び電子調達サービスや市のホームページから直接申し込みができる手続きの他、全国に先駆けてスタートしたコンビニエンス・ストアにおける証明書発行などを加え、平成22年度には27種類となっています。今後も、費用対効果を考慮しながら順

次拡大を図ります。

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
市ホームページのアクセス数	2,274,948件	2,500,000件	2,750,000件	3,000,000件

市政情報の電子化と情報提供の状況を示す数値です。今後も各課が所有するデータや審議会の議事録などの市政情報や緊急情報等の迅速な提供を行うとともに、ウェブアクセシビリティ(注4)に配慮した、より一層誰もが使いやすいホームページをめざします。

(注4) ウェブアクセシビリティ：Webを利用するすべての人が、年齢や身体的制約、利用環境等に関係なく、Webで提供されている情報に問題なくアクセスし、コンテンツや機能を利用できることです。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 市内のICT事業者や関係団体は、人財育成に努めるとともに、地域の課題解決に向けて、市と情報共有を行い、市民が利用しやすいICTの活用に向けた研究・開発等を行います。

市の役割

- 市は、市民が行政サービスを受ける際に、利便性の向上や安全安心、暮らしやすさ、三鷹らしさを実感できるような施策を実現していくための手段としてのICT活用に取り組みます。
- 市は、「民学産公」の協働の組織であるユビキタス・コミュニティ推進協議会における検討を行うとともに、地域の産業振興や情報産業の育成の視点を常に持ち、民間企業や関係団体への委託化や協働による取り組みを推進します。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

【主要】：主要事業 【推進】：推進事業

1 計画の策定と推進

(1)	「地域情報化プラン2022」の策定と推進	【主要】	①「地域情報化プラン2022」の策定と事業の推進
-----	----------------------	------	--------------------------

2 ICTを活用した安全安心な生活環境の実現

(1)	防犯対策の充実・強化	【推進】	①青少年の携帯電話等の安全な利用の促進
		【推進】	②安全安心メールの機能拡大と普及促進 ▶「第3部-第3-2 安全安心のまちづくり」参照
(2)	都市防災機能の高度化	【主要】	①災害情報・被災者支援システムの構築 ▶「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照
		【推進】	②通信手段の多重化と情報ネットワークの確立

3 ICTを活用した地域社会の活性化の促進

(1)	ICTを活用した地域課題の解決		①ICTを活用した地域課題の解決
(2)	都市型産業の育成・支援	【推進】	①情報関連・コンテンツ事業者等の集積の推進 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
(3)	人財育成と就業の支援	【推進】	①ICT人財の育成
(4)	移動における利便性の向上	【推進】	①移動支援システム等の検討
(5)	地域コミュニティにおけるICTを利用した情報交流の充実	【主要】	①地域SNS等の普及促進と運用体制の充実

4 ICTを活用した魅力ある教育・生涯学習の推進

(1)	学校教育におけるICT利用環境の整備と利用	主要	①学校におけるICT利用環境の整備と活用 ▶「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照
(2)	コミュニティ・スクールにおける情報交流の充実	推進	①学校・家庭・地域間の連携の推進 ▶「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照
(3)	生涯学習における情報提供等の充実	主要	①三鷹ネットワーク大学推進機構との協働の推進 ▶「第7部-第1 生涯学習の推進」参照
(4)	図書館の利便性の向上	主要	①図書館資料のデジタル化と図書館資料管理システムの更新 ▶「第7部-第1-2 図書館活動」参照

5 情報提供の充実と行政手続きの利便性の向上

(1)	市政情報の提供の充実・情報バリアフリー化	推進	①市政情報の提供における電子化の推進と情報提供手段の多様化
		推進	②学校・学園ホームページの充実とウェブアクセシビリティの向上 ▶「第6部-第3 魅力ある教育の推進」参照
		推進	③市ホームページのウェブアクセシビリティの向上
		推進	④広報紙、ホームページ等による情報提供の充実 ▶「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照
		推進	⑤情報格差の是正
(2)	総合窓口体制の充実・強化	推進	①FAQシステムの市民満足度の向上
		推進	②ワンストップサービス(注5)の充実
(3)	行政手続きの電子化の促進	主要	①電子申請・電子調達システムの拡充
		推進	②コンビニ交付の拡充と住民基本台帳カードの普及促進 ▶「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照
		推進	③住民基本台帳法等の一部改正に伴う「外国人住民」に対する行政サービスの向上 ▶「第1部-第1 国際化の推進」参照
		推進	④住民基本台帳ネットワークシステムの運用 ▶「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照

6 地域情報化を支える基盤の整備

(1)	ICT基盤の整備の促進	推進	①情報化に対応した個人情報保護制度の見直し
			②地上デジタル放送移行への対応
			③CATV(注6)の普及促進
(2)	行政内部の電子化・情報化	主要	①広域的な共同開発・共同運営
		主要	②庁内システムの再構築と最適化
		推進	③庁内LAN(注7)の整備と活用
		推進	④統合型地理情報システム(GIS)の利用の促進
		推進	⑤社会保障・税に関わる番号制度への適切な対応
			⑥総合行政ネットワークの活用
(3)	情報セキュリティの確保	推進	①情報セキュリティマネジメントシステムの運用
		推進	②不正アクセス(情報利用・入手)・情報漏えい防止対策の強化
		推進	③システム認証基盤の整備
		推進	④インターネット等の適正な利用のガイドラインの策定
(4)	事業継続	主要	①ICT事業継続計画に基づく事業継続の確保

7 推進体制の整備

(1)	地域情報化推進体制の整備	主要	①地域情報化の推進体制の整備
(2)	民間活力の活用	推進	①情報関連・コンテンツ事業者の集積の推進 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
			②まちづくり三鷹との連携強化

(注5) ワンストップサービス：必要なサービス、手続きなどを1か所で済ませることができる仕組みのことです。

(注6) CATV（ケーブルテレビ）：共同受信アンテナ・テレビジョン（Community Antenna Television）の略で電波による無線送信ではなく、ケーブルを用いて伝送するテレビジョン放送。元々は地上波テレビ放送の電波が届きにくい地域でもテレビの視聴を可能にするという目的で開発されたもので、最近では、電話やインターネット接続など、放送以外のサービスも提供されています。

(注7) LAN（ラン）：「Local Area Network（ローカルエリアネットワーク）」の略。地方自治体の庁舎内や各拠点の機器間で、データの授受を可能にするために整備した通信ネットワークのことです。

V 主要事業

◆1-(1)-① 「地域情報化プラン 2022」の策定と推進

ユビキタス・コミュニティ推進基本方針を改定し、「地域情報化プラン 2022」を策定し推進します。計画の策定及び推進にあたっては、日々進化しているICTの実情に合わせ、4年サイクルで必要に応じた修正を加えます。また、「民学産公」の協働によるユビキタス・コミュニティ推進協議会を含めた市民意見を踏まえ計画を推進します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「地域情報化プラン 2022」の策定と推進	策定、推進	策定	推進				

◆3-(5)-① 地域 SNS等の普及促進と運用体制の充実

構築から運用段階に入っている地域SNS（ポキネット）の利用拡充を図ります。家庭教育支援に関するコミュニティ「かきしぶ」と同様に、高齢者や障がい者などの情報共有（電子会議）や地域の口コミ情報の発信の場としての活用を検討するとともに、災害時における連絡手段としての活用についても、訓練等を通じて推進します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
地域SNS等の普及促進と運用体制の充実	地域の口コミ情報の場としての活用	調査検討	準備	の運用実体制	普及促進		

◆5-(3)-① 電子申請・電子調達システムの拡充

東京電子自治体共同運営サービスを利用した電子申請サービス及び電子調達サービスの他、ホームページから直接申し込みができる各種申請・届出や証明書の交付などの行政手続きの電子化（平成22年度時点で27種類）を推進します。電子申請を拡充していくにあたっては、添付資料の省略など業務手順の見直しを含めた検討を進めるとともに、国等に要望を行います。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
電子申請・電子調達システムの拡充	インターネットなどで届出・申請ができる手続きの種類 (累計40種類)	2種類	1種類	1種類	1種類	4種類	4種類

◆6-(2)-① 広域的な共同開発・共同運営

◆6-(2)-② 庁内システムの再構築と最適化

国が進めている自治体クラウドサービス(注8)など、複数の自治体が共同で情報システムを開発や運営する仕組みを検討するとともに、オープンソースソフトウェア(注9)の活用により、情報システムに係る経費の削減を推進します。また、全庁的な視点から、情報システム全体を見直し、行政事務の簡素化・効率化・合理化を検討し、費用対効果の改善を推進します。これらを通じて、行政改革の推進を図ります。

(注8) クラウドサービス：システム機器などを自治体が所有しシステムを構築するのではなく、インターネットを通じて提供されるサービスを利用する形態のことです。

(注9) オープンソースソフトウェア：システムの設計図にあたるソースコードを公開することによって、特定の事業者に限ることなくソフトウェアの改良を行うことが可能なソフトウェアあるいはプログラム言語のことです。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
庁内システムの再構築と最適化	各情報システムにおける最適化の推進		検討実施				

◆6-(4)-① ICT事業継続計画に基づく事業継続の確保

災害時や非災害時(平常時)に、市の行政事務を行うために利用する情報システムが停止した場合でも、迅速に情報システムの復旧ができることを目的として平成22年度に作成したICT事業継続計画に基づいて、事業継続に向けた適正な運用や改善を実施し、行政運営への影響を最小限にとどめます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
ICT事業継続計画に基づく事業継続の確保	PDCAサイクルによる運用	運用	運用改善				

◆7-(1)-① 地域情報化の推進体制の整備

平成23年度に策定する「地域情報化プラン2022」に基づき、「市民ニーズに適合したICTサービスの提供」、「費用対効果の検証を裏付けとしたICT」、「情報セキュリティを確保した市民から信頼されるICT」の視点に立った検証を行うとともに、「民学産公」の協働によるユビキタス・コミュニティ推進協議会等による市民意見を踏まえた検討を行い、市民が市に求めている利便性の向上や安全安心、暮らしやすさ、三鷹らしさを実現してゆく手段としてのICTの活用とそれを支える推進体制の整備を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
地域情報化の推進体制の整備	推進体制の整備と運用	検討	整備運用	運用			

VI 推進事業

◆2-(1)-① 青少年の携帯電話等の安全な利用の促進

コミュニケーションツールとしての携帯電話等の安全な利用方法について、青少年やその保護者に対して情報リテラシー（注10）やマナーに関しての啓発や情報提供に関して検討します。実施にあたってはまちづくり三鷹や三鷹ネットワーク大学推進機構をはじめとする「民学産公」の協働により行います。

（注10）情報リテラシー：リテラシーとは本来「識字力＝文字を読み書きする能力」の意、情報リテラシーとは情報機器やネットワークを活用して、情報やデータを取り扱う上で必要となる基本的な知識や能力のことです。

◆2-(2)-② 通信手段の多重化と情報ネットワークの確立

災害時等、通信インフラの使用が困難な場合においても、被害状況等の情報収集や、市民への正確で迅速な情報提供を行えるよう、通信手段の多重化と情報ネットワークの確立を図ります。

◆3-(3)-① ICT人財の育成

ICT人財の育成についての支援を行います。まちづくり三鷹や三鷹ネットワーク大学推進機構をはじめとする民学産公の協働の取り組みにより、地域の人財育成に努めます。

◆3-(4)-① 移動支援システム等の検討

高齢者、障がい者等を対象とした、ICTを活用した移動支援システムは、携帯端末の進化・利用の拡大等により、国土交通省において実用性のあるシステムとして推進されており、これらの三鷹市内における導入を検討します。

◆5-(1)-① 市政情報の提供における電子化の推進と情報提供手段の多様化

各課が所有する市政情報の電子化を過去の出版物に遡って促進するとともに、ホームページを利用した情報提供を推進します。

また、広報紙やホームページ以外の情報提供手段としてCATVとの連携やソーシャルメディアの活用を推進します。

◆5-(1)-③ 市ホームページのウェブアクセシビリティの向上

各課が所有する基礎的なデータ、審議会等の議事録や議会情報、報道発表資料など、ホームページ等を積極的に活用し、迅速な情報提供を行います。また、ウェブアクセシビリティのJIS規格に基づいた「ウェブアクセシビリティ方針」を策定し、より一層誰もが使いやすいホームページをめざします。

◆5-(1)-⑤ 情報格差の是正

ICTを活用した市の情報提供が新たな情報格差を生むことがないように、携帯情報端末等の情報機器の機能向上や普及を利用した、だれでも利用できるような情報リテラシーについての取り組みをまちづくり三鷹や三鷹ネットワーク大学推進機構をはじめとする民学産公の協働により行います。

◆5-(2)-① FAQシステムの市民満足度の向上

統計機能の活用による市民アクセスの動向・満足度調査の結果分析を行い、掲載内容の検討や更新を図るとともに、業務改善に活用します。

◆5-(2)-② ワンストップサービスの充実

市民の利便性の向上と効率的な行政サービスをめざして整備してきたICTを活用した総合窓口機能について、さらなる検討を行い、ワンストップサービスの拡大・充実に努めます。

◆6-(1)-① 情報化に対応した個人情報保護制度の見直し

ICTの発達により地方自治体のみならず、民間や個人でのICTの活用が広まり、社会制度の変革も進んでいます。それに合わせて個人情報の利用や保管の形態も大きく変化していることから、情報化に対応した適切な

個人情報の保護を図るために制度の見直しを進めます。

◆6-(2)-③ 庁内 LANの整備と活用

◆6-(2)-④ 統合型地理情報システム (GIS)の利用の促進

市の業務の効率化を図るため、庁内LANの充実と最適化について検討します。また、統合型地理情報システム (GIS)の活用方法の拡充について検討し、適切な運用を行います。

◆6-(2)-⑤ 社会保障・税に関わる番号制度への適切な対応

国において、税、年金、医療、介護保険などの分野での活用をめざして「社会保障・税に関わる番号制度」の導入を検討しています。市としても、国の動向に注視し、「社会保障・税に関わる番号制度」の導入について、庁内での検討・調整及び市民への周知等適切な対応を図ります。

◆6-(3)-① 情報セキュリティマネジメントシステムの運用

◆6-(3)-② 不正アクセス (情報利用・入手)・情報漏えい防止対策の強化

◆6-(3)-④ インターネット等の適正な利用のガイドラインの策定

平成15年度より情報セキュリティの強化に努め、国際規格であるISO/IEC27001の認証を取得するとともに、その適正な運用と改善に努めてきました。今後は、認証取得と同等な運用を全庁的に展開するなど、職員の意識啓発を行うとともに、侵入防止や情報漏洩対策などシステムの強化を行い、さらなるセキュリティの向上に努めます。また、インターネット等の適正な利用のガイドラインを策定します。

◆6-(3)-③ システム認証基盤の整備

市の情報資産を守るため、庁内ネットワークやセキュリティエリアにアクセスするための認証システムの活用を検討します。

VI 関連個別計画

- 地域情報化プラン 2022
- ICT 事業継続計画



ポキネット (地域SNS) ホームページ
<http://www.mitaka-sns.jp/>

I 基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

農地は、新鮮な農産物を人々に提供するための重要なスペースであるばかりでなく、うるおいのある都市の緑地空間としても貴重な存在です。このような農地を積極的に保全していくため、生産緑地地区の指定や相続税法等の改善を国等に要請してきましたが、基幹的農業従事者の内50%が60歳以上になっているなど高齢化や後継者不足、相続上の事情から農地を売却しなければならない農家もあり、農地が宅地等に転用されているのが現状です。

市民が農業への理解を深め、身近な存在として農業に親しむための場として、市民農園や学校農園の整備を行いました。また、農産物の生産性を高めるため、ブランド化の支援や農業経営基盤強化促進法に基づく農家自らが経営改善計画を作成する認定農業者制度の導入、東京都農林水産振興財団の青空塾事業等を活用した市民の援農ボランティアの育成を行い、農家の人手不足の解消等をJA東京むさしと協働で取り組んできました。

三鷹の特産品として評価を得ている「キウイフルーツ」・「銀杏」・「ブドウ」等については、JA東京むさしや関係団体等と連携し、三鷹ブランドとして地元での直接販売を充実させ販路の多様化と拡大を図ってきました。農業公園では、農業公園運営懇談会において市民との協働により運営を進め、市内の緑化推進や地元産農産物の消費拡大などを図る農業実習等の体験の場づくりや交流機能の充実を図りました。今後も、農地の保全に向けた取り組みと農産物の生産性の向上やブランド化の向上による都市農業の推進を図ることが求められています。

施策の方向

「農業振興計画2022」に基づき「農のあるまちづくり」を推進するため、農地の保全と活用の推進、魅力ある都市農業の育成、農とのふれあいの場の提供とその推進体制の整備を図るとともに、農地の多面的機能の活用や農業経営の改善、担い手の育成支援等を通して農産物のブランド化を支援します。また、三鷹産農産物の地産地消の取り組みや農業公園等での農業体験を推進し、農業への親しみや理解を深め、消費者ニーズに対応した都市農業の育成を関係団体と協働で推進していきます。さらに、平成22年に設立した三鷹ファームの活動支援を農業関係団体との協働により実施し農業振興の推進を図ります。

東京外かく環状道路計画の進捗や貴重な地域資源である農地の活用・保全を図るため「都市農地保全条例(仮称)」の制定や農地バンク的な取り組み等を関係機関と検討します。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
農家の直接販売所数	149か所	157か所	増加	増加

地産地消を推進する指標です。防虫ネットやカーテンの設置、軒高ハウスの施設の設置及び新たな栽培システムの導入により生産者の作業効率を上げ、有機肥料や減農薬農業を推進し良質の農産物の販売を進めます。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
農地面積	171ha	166ha	162ha	160ha

農地の保全を示す指標です。農地面積は、農業従事者の高齢化、後継者不足、農業収入の減少、相続税負担などを背景に、農地の宅地化が進み、毎年2ha程度の農地が減少していることから、農地の減少を最小限に抑制し農地の保全に努めます。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、都市の農地・農家の必要性を理解するため、市民農園・農業体験・援農ボランティア・学校農園などに積極的に参加するように努めます。
- 農家は、農業経営に生産性向上に向けての目標を持ち、計画の作成の導入に努めます。
- 農業関係団体は、農産物のブランド化に向けアイデアを出し合います。
- 農業関係団体は、計画道路設置等に伴う農地面積維持のために代替地の確保に協力します。

市の役割

- 市は、農商工の協働により地域の農産物のブランド化が図れるように援助します。
- 市は、庭先や緑化センターなどの直販所及び野菜の自販機を利用した直接販売の推進を図るため援助します。
- 市は、農家が行う、安定した生産を行うための施設整備や消費者のニーズに応えるための生産物の高品質化に必要な資機材の導入を援助します。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

【主要】：主要事業 【推進】：推進事業

1 計画の策定と推進

(1)	「農業振興計画2022」の策定と推進	【主要】	①「農業振興計画2022」の策定と推進
-----	--------------------	------	---------------------

2 農地の保全と利用の推進

(1)	生活環境と調和した農地の保全	【主要】	①「都市農地保全条例(仮称)」の制定と農地保全手法の検討
		【主要】	②農地の保全・整備手法の検討と推進 ▶「第3部-第2 緑と水の快適空間の創造」参照
		【推進】	③土地税制・生産緑地制度に関する国等への要請
			④三鷹市優良農地育成事業
(2)	農地の多面的機能の活用	【推進】	①農地保全と「農のある風景」の推進
			②災害時に活用可能な農地の拡充 ▶「第3部-第4 災害に強いまちづくりの推進」参照
			③緑と水の回遊ルートと整合した農地等の活用
(3)	生産緑地の計画的な保全		①生産緑地の計画的な保全の推進

3 魅力ある都市農業の育成

(1)	環境保全型農業の推進		①有機肥料や低農薬農業の支援
			②有機性廃棄物を利用した資源循環事業の推進、検討 ▶「第4部-第2 資源循環型ごみ処理の推進」参照
			③堆肥の生産の支援
			④農地の土壌診断等の支援
(2)	農業経営の改善	【主要】	①農産物のブランド化の支援
		【推進】	②認定農業者制度の普及促進

(3)	担い手の育成	推進	①援農ボランティア等の育成と活用の支援
			②農家後継者の支援
			③研修、交流活動の支援
(4)	地産地消の推進	推進	①農家の直接販売事業の支援
		推進	②三鷹産農産物の活用 ▶「第6部-第4 安全で開かれた学校環境の整備」参照
			③三鷹緑化センターの充実の支援
			④情報提供の充実の支援

4 市民と農とのふれあいの場の提供

(1)	農業公園の運営	推進	①農業公園の運営・利用促進
(2)	交流事業の推進		①農業祭の活用
			②交流会事業の支援
(3)	農業体験の推進		①市民農園等の充実
			②体験農園等の支援
			③観光事業との連携推進

5 推進体制の整備

(1)	組織体制の強化	推進	①関係団体・農業法人等との連携の強化
			②農業者・市民・関係団体との懇談会の開催
(2)	他自治体との連携の強化		①他自治体との連携の強化

V 主要事業

◆1-(1)-① 「農業振興計画 2022」の策定と推進

後継者不足や相続による農地の減少、農業経営の基盤強化等の都市農業の環境変化に対応するため、「農業振興計画 2022」に基づき、農業者、市民、関係団体と市が協働で「農のあるまちづくり」を推進します。また、環境保全型農業や生産性の向上、市民農園・体験型農園等の事業を推進し、農業への親しみや理解を深め、多面的な機能を担う農地の保全・活用を推進します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「農業振興計画 2022」 の策定と推進	策定、推進	策 定	推 進				

◆2-(1)-① 「都市農地保全条例(仮称)」の制定と農地保全手法の検討

安全で新鮮な農産物の提供、農地の潤いのある景観や緑と水の提供、災害時の一次避難場所、環境教育等、多面的で公益的な都市農地を守るため、まちづくりと連動した都市農地の保全・活用施策を進める「都市農地保全条例(仮称)」の制定に向けて検討します。また、「農業振興計画 2022」、「緑と水の基本計画 2022」等と整合を図るとともに、農地が減少する恐れのある東京外かく環状道路整備事業等においては、国等に代替農地を先行取得する仕組みづくりを要請するとともに、計画的な都市農地の保全手法として「農地バンク」的な取り組みを検討します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「都市農地保全条例(仮称)」の制定と農地保全手法の検討	農地保全の推進	検 討	→	推 進	→		

◆3-(2)-① 農産物のブランド化の支援

農商工の連携による生販一体型である6次産業化(注1)や東京都と連携した施設整備に取り組み、農産物の高品質化と付加価値を高め、三鷹産農産物のブランドの向上と流通の拡大を促進します。また、農地を保全する取り組みを進め、収穫体験が出来る農園拡大の検討を農業関係者やJA東京むさし等の関係機関とともに進めます。

(注1) 6次産業化：生産者と商工業者との連携により、加工品の開発や販路拡大につながる生販一体型の産業として農業(1次産業)、加工(2次産業)、販売・流通(3次産業)を足し合わせた産業です。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
農産物のブランド化の支援	推 進	推 進	→				

Ⅵ 推進事業

◆2-(1)-③ 土地税制・生産緑地制度に関する国等への要請

市内の農地は、相続の発生による農地の売却や農業従事者の高齢化や後継者不足等により、減少傾向が続き、手放された農地の多くは宅地化が進んでいます。農地の多面的な役割である、緑の提供や災害時の緊急避難場所などの機能を確保し、都市農地の保全と利用の促進を図るため、相続税など税に関する問題や関係法令、都市計画制度の見直しを、都市農地保全推進自治体協議会と連携し国等へ要請します。

◆2-(2)-① 農地保全と「農のある風景」づくりの推進

市街化が進み住宅などが隣接する農地を、新鮮で安全な農産物の供給だけでなく、緑や風景・景観に配慮した良好な住環境と調和できるよう「三鷹風景・景観づくり計画2022(仮称)」に基づき保全・活用します。農地と住宅地が共生できる仕組みを検討し、農のある風景づくりを進めます。

◆3-(2)-② 認定農業者制度の普及促進

農業経営基盤強化促進法に基づく認定農業者制度を利用し、経営改善に意欲的に取り組む農業者が、自ら作成する農業経営改善計画を達成するための支援を農業委員会、東京都、JA東京むさしとの協働により行い農業経営の向上を図ります。また、認定農業者への支援として、三鷹市優良農地育成事業の周知を図り認定農業者の増加に努めるとともに、関係機関と協働した農業経営の強化を推進します。

◆3-(3)-① 援農ボランティア等の育成と活用の支援

三鷹ファーム等の農業関係機関との協働により、農業者と市民との交流を図りながら、市民を農業ボランティアとして養成し農家の労働力不足解消など援農ボランティアの活躍の場の拡大を図るとともに、指導者の育成を進め、新鮮で良質な農産物の普及を図ります。また、農業関係機関からの情報提供を図り、就農や農業関係学校で学ぶ機会の拡大等を支援します。

◆3-(4)-① 農家の直接販売事業の支援

市内で生産された農産物を市民が安心して購入できるよう、農業者と消費者を直接つなげる直接販売事業を進め、市場の多様なニーズの把握や高付加価値化・ブランド化による農業者の安定的な販売事業を支援します。市民への庭先販売所の情報提供を支援し、新たな売り先の拡大や農業者の収益確保につながる取り組みを推進します。

◆4-(1)-① 農業公園の運営・利用促進

緑化推進の拠点である農業公園の交流機能の充実を図るため、農業公園運営懇談会の開催や、指定管理者による実習農園、ガーデニングエリア等における、野菜づくりやガーデニングの講習会、農作物生産の実習体験などを進めます。また、農業を通じた市民同士の新たなコミュニティづくりや農業体験、教育の場づくりとなるよう活用を促進します。

◆5-(1)-① 関係団体・農業法人等との連携の強化

農地の保全や農業の担い手の育成・確保などの農業経営の強化、市民ボランティアの活用に対する支援、市民の都市農業への啓発活動等を、JA東京むさしや三鷹ファーム等と連携して農業の振興につながる取り組みを進めます。

Ⅶ 関連個別計画

- 農業振興計画 2022
- 産業振興計画 2022
- 土地利用総合計画 2022
- 緑と水の基本計画 2022



大沢の里「農業体験」(三鷹風景百選)



農業体験援農ボランティア活動風景

I 基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

市内には、戦前、戦後に創業した中小の工場が集積し、多摩地区のものづくり産業の重要な位置を占めていましたが、用途地域の規制等による工場の建替え制限や長期的な景気の低迷による経営不振などから工場の廃業や市外移転が続いています。

市では、「産業と生活が共生する都市」をめざし、平成16年に都市計画制度を活用して特別住工共生地区や特別都市型産業等育成地区の指定などを行い、平成22年には「三鷹市都市型産業誘致条例」を施行し、既存工場の操業継続や市内への優良企業の進出を促す取り組みを推進しています。また、「SOHO CITY みたか構想」を掲げ、SOHO(注1)施設の整備等を行った結果、情報関連産業やアニメーション関連産業等の一定の集積が図られています。

長引く景気の低迷や東日本大震災等の影響により、今後の景気の動向は不透明な状況ですが、引き続き「産業と生活が共生する都市」をめざし、市内事業所の操業継続に向けた環境の整備や新たな企業の進出の促進、市内産業のブランド化を推進し、市内経済の活性化を図っていく必要があります。SOHO事業者に対しては、さらなる集積・ネットワーク化や事業拡大への支援、コミュニティビジネス(注2)やソーシャルビジネス(注3)などの新たな事業者への創業支援等が重要となっています。

(注1) SOHO：Small office/Home officeの略。小規模の事業所で情報通信技術を活用した事業者をさします。

(注2) コミュニティビジネス：地域の課題を地域住民が主体的に、ビジネスの手法を用いて解決する取り組みです。

(注3) ソーシャルビジネス：環境などの社会的課題に向き合い、ビジネスを通じて解決する取り組みです。

施策の方向

「産業と生活が共生する都市」をめざす「産業振興計画2022」に基づき、高度な技術力、研究開発力を持つものづくり産業や、優れた情報・コンテンツ産業のほか、多様化が進むSOHO事業者等、中小企業の経営基盤の強化を図り、民学産公の連携による「価値創造都市型産業」の振興を推進します。

また、多様なSOHO支援施策を推進するとともに、都市型産業誘致条例や都市計画的手法を活用し、市内事業者の支援と企業の誘致促進を図ります。さらに、付加価値の高い技術や産業の発掘・育成を進め、三鷹ブランド「メイドイン三鷹(仮称)」として展開を図ります。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成21年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
製造業事業所数	326事業所	維持	維持	維持

工業の集積を示す指標です。住・工共生のまちづくりを推進し、調和ある生産環境の創造を共にめざし、製造業事業所数が維持されるよう支援します。〔「経済センサス—基礎調査」平成21年〕

協働指標	計画策定時の状況 (平成20年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
製造品出荷額	146,539百万円	150,000百万円	155,000百万円	160,000百万円

市内事業所の生産性や付加価値性を示す指標です。新製品開発や販路開拓への支援を強化し、優れた製品や技術を三鷹ブランド「メイドイン三鷹(仮称)」として展開していきます。〔「工業統計調査」平成20年〕

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
SOHO集積施設数及び入居事業者数※	8施設 98事業者	16施設 160事業者	18施設 180事業者	20施設 200事業者

SOHO事業者の集積を示す指標です。民間の事務所やマンション等への入居の誘導を図り、SOHOが集積し続けるまちをめざします。

※市がすべての事業者を把握することは困難であるため、市の関係団体が管理または市が支援している民間施設に入居している事業者数とします。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、市内における産業の重要性を認識し、事業者との相互理解を深めるように努めます。
- 事業者は、市民生活との共生を図るとともに、事業者間のネットワーク作りを推進します。
- 三鷹商工会、まちづくり三鷹、みたか都市観光協会、三鷹ネットワーク大学推進機構など関係団体は、市と協働し、民学産公・農商工連携の取り組みを推進します。

市の役割

- 市は、関係団体等と協働し、人財育成に向けた取り組みや民学産公・農商工連携の取り組みを支援します。
- 市は、市内の事業者の技術・製品の発掘・付加価値の向上・PRに努め、地域ブランド化の取り組みを推進します。
- 市は、市内事業所の操業継続に向けた支援を行うとともに、市外からの企業の誘致を進めます。
- 市は、市における産業の必要性をPRし、市民の産業への理解増進に努めます。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

〔主要〕：主要事業 〔推進〕：推進事業

1 計画等の策定と推進

(1)	「産業振興計画2022」の策定と推進	〔主要〕	①「産業振興計画2022」の策定と推進
(2)	「都市型産業誘致条例」に基づく企業誘致の推進	〔主要〕	①「都市型産業誘致条例」に基づく企業誘致の推進 ②「都市型産業誘致条例」の考え方についての市民への啓発
(3)	地域再生計画の推進		①地域再生計画の推進 ▶「第8部-第1 コミュニティの展開と協働のまちづくりの推進」参照
(4)	創業支援制度の拡充	〔推進〕	①創業支援制度の拡充

2 調和ある生産環境の整備

(1)	住・工調和形成ゾーンの充実	〔推進〕	①特別用途地区等都市計画制度の活用 ②工場・事業所の移転跡地の適正な利用誘導
(2)	移転・集約化の推進	〔推進〕	①工場の移転・集約化の推進
(3)	工場環境整備の推進	〔推進〕	①周辺環境に配慮した建替えや改築等への支援の拡充 ②工場敷地内及び接道部の緑化の促進

3 都市型産業への転換

(1)	研究開発型・環境配慮型企業の育成・支援		①三鷹ネットワーク大学推進機構を通じた民学産公の連携による新技術等の研究・開発や産業の支援・創出 ▶「第7部-第1-1 生涯学習の推進」参照
			②三鷹産業プラザの支援機能の充実と活用の促進
			③TLO（技術移転機関）の活用の促進
			④特許等知的財産権の取得の支援
(2)	経営基盤の強化	推進	①新技術開発・新規市場開拓への支援
		推進	②三鷹ブランド「メイドイン三鷹（仮称）」の展開支援
			③経営相談・指導機能の拡充
			④ICT技術の活用に向けた支援
			⑤情報提供機能の強化
			⑥災害時の事業継続に向けた支援
			⑦公共事業に対する参入の促進
			⑧事業資金融資あっせん制度の充実
			⑨まちづくり三鷹と連携したビジネス支援の充実 ▶「第7部-第1-2 生涯学習の推進」参照
(3)	新分野参入への支援	推進	①新分野参入への支援
			②医療・福祉・環境関連産業の育成・誘致

4 SOHO CITY みたかの推進

(1)	SOHO集積の推進	主要	①SOHOの民間施設等への集積と多様化の促進
			②SOHO事業者のネットワーク強化の支援
(2)	情報関連・コンテンツ事業者等の集積の推進	推進	①情報関連・コンテンツ事業者の集積の推進
			②アニメーション関連情報の発信
(3)	コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援	主要	①コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援

5 産業を担う人財の育成

(1)	人財の育成	推進	①三鷹商工会、まちづくり三鷹、みたか都市観光協会、三鷹ネットワーク大学推進機構等と連携した人財育成の推進
			②市内事業者による就業者へのアピール戦略の多様化への支援
			③次代を担う若手を中心とした交流の場の創出
			④後継者育成事業の拡充
			⑤従業員の技術向上に向けた支援
			⑥インターン・トライアル制度の導入の検討

6 地域・企業間の交流の促進

(1)	企業ネットワークの拡充	推進	①共同開発やビジネスマッチングの支援
			②交通事業者との連携
			③三鷹産業Week等イベント事業や同業種・異業種交流等の拡充
			④市内企業間の情報共有の推進

(2)	産業に対する理解増進	推進	①産業観光の推進
			②地域とのコミュニティ活動の推進
			③地域貢献・災害協力の取り組みへの支援
			④小・中学生の体験学習等への協力

7 推進体制の整備

(1)	推進体制の整備	推進	①農商工・民学産公連携等、関係団体との協働の推進
(2)	広域的な体制による推進		①多摩東部広域産業政策連絡会議の活用
			②首都圏産業活性化協会との連携

V 主要事業

◆1-(1)-① 「産業振興計画 2022」の策定と推進

「産業振興計画 2022」に基づき、価値創造都市型産業の誘致と既存事業所の操業継続の支援や、三鷹ブランド「メイドイン三鷹(仮称)」の展開支援に努めます。また、創業支援、コミュニティビジネス等の支援、SOHO支援など“SOHO CITY みたか”の充実を図ります。さらに、アニメーション・コンテンツ関連産業の集積や事業所と連携した産業観光に取り組み、産業の活性化と雇用の促進を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「産業振興計画 2022」 の策定と推進	策定、推進	策 定	推 進				

◆1-(2)-① 「都市型産業誘致条例」に基づく企業誘致の推進

「三鷹市都市型産業誘致条例」に基づき、市内への優良企業の誘致を推進するとともに、市内事業所の増設や移転を支援します。取り組みにあたっては、市が所有する未利用地や企業の移転後の跡地の活用等について、都市再生と連動して取り組みます。また、関係団体との連携を深め、企業の情報収集に努めます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「都市型産業誘致条例」 に基づく企業誘致の推進	指定企業・指定誘致 協働事業者の件数 20件程度	検 討	2 件	2 件	2 件	8 件 程度	4 件 程度

◆4-(1)-① SOHOの民間施設等への集積と多様化の促進

SOHOのさらなる集積を図るため、まちづくり三鷹など関係団体と協働で、民間事業者による空き事務所等を活用したSOHO施設の設置を支援します。また、さまざまな規模・形態のSOHO事業に対応するため、多様な施設の創出に向けた検討を行います。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
SOHOの民間施設等へ の集積と多様化の促進	支援制度の検討・実施 12件程度	の 支 援 策 の 検 討	4 実 施 件	2 実 施 件	2 実 施 件	実施 2件程度	実施 2件程度

◆4-(3)-① コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援

地域の課題を地域資源の活用によりビジネス的な手法によって解決をめざすコミュニティビジネスに加え、社会問題の解決を目的として収益事業に取り組むソーシャルビジネスの創業の支援・育成を進めます。また、NPOに対する融資の利子補給制度等を通じて、NPOの活動を支援します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援	推 進	推 進					

VI 推進事業

◆1-(4)-① 創業支援制度の拡充

創業環境の改善をめざし、創業資金融資あっせん制度の拡充やインキュベーション(注4)施設の充実を推進します。また、三鷹商工会、まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構などの関係団体と連携して、身の丈起業塾プロジェクトの実施やインキュベーションマネージャーの配置等、多様な分野における創業支援を推進します。

(注4) インキュベーション：設立して間がない新企業に経営技術・費用・人財などを提供し育成することです。

◆2-(1)-① 特別用途地区等都市計画制度の活用

用途地域上の問題から建替えが困難な事業所が立地する地域において、特別用途地区や地区計画制度など、都市計画制度を活用し、地域住民の理解を得て、住環境に配慮しながら、事業者の操業継続を支援します。

◆2-(2)-① 工場の移転・集約化の推進

工場・事業所の道路拡幅時等の移転先の確保や、都市計画制度の活用が難しく操業継続が困難になっている事業所に対して、今後の都市再生の取り組みと連携を図りながら、工場の移転・集約化等を研究・検討します。

◆2-(3)-① 周辺環境に配慮した建替えや改築等への支援の拡充

中小企業に対し環境に配慮した設備導入等における、金融機関からの借入れ資金に対する利子補給のほか、防音・防塵等の周辺環境に配慮した施設・設備の導入、事業所の改築、建替え等への支援策を検討し、事業所の操業継続を支援します。

◆3-(2)-① 新技術開発・新規市場開拓への支援

中小企業の経営基盤を強化するため、三鷹商工会と連携し、ISO等国際規格の取得による企業の競争力の強化や国内外の展示会等への参加による技術や製品のPRを支援し、市内産業の活性化を促進します。

◆3-(2)-② 三鷹ブランド「メイドイン三鷹(仮称)」の展開支援

中小企業等が持つ高度な技術、製品、サービス、商品や観光資源の発掘及び開発を推進し、三鷹ブランド「メイドイン三鷹(仮称)」として、付加価値の向上や販売促進に向けたアドバイス等、トータル的に支援を行う仕組みを検討します。また、市内外へのPRを促進し、地域と市内産業の認知度を高めます。

◆3-(3)-① 新分野参入への支援

市内の中小企業が成長の期待される分野へ参入することにより、新たに必要となる技術指導、相談事業、情報提供を行うとともに、国・東京都をはじめとする関係団体の支援制度を活用して、経営基盤の強化を支援します。

◆4-(2)-① 情報関連・コンテンツ事業者の集積の推進

価値創造都市型産業として発展・成長が期待される情報関連・アニメーション等のコンテンツ分野の事業者の集積を推進するとともに、ビジネスにつながるよう事業者間のネットワーク化を支援します。また、三鷹ICT事業者協会等の活動を支援し、集積効果を活かした事業の拡大を支援します。

◆5-(1)-① 三鷹商工会、まちづくり三鷹、みたか都市観光協会、三鷹ネットワーク大学推進機構等と連携した人財育成の推進

三鷹商工会、まちづくり三鷹、みたか都市観光協会、三鷹ネットワーク大学推進機構等との連携を強化し、関係団体が実施している研修事業等を通じて、効果的な人財育成を図ります。また、合わせて事業者のネットワーク化を推進します。

◆6-(1)-① 共同開発やビジネスマッチングの支援

市内事業者の一層の振興を図るため、三鷹商工会、まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構等と協働で事業者のネットワーク化を進め、共同開発や共同受発注の仕組みを導入します。そのため、共同研究・開発、製造、保守などを市内の事業者が、市を含めて連携して行う仕組みを構築します。また、事業者の新たな販路開拓やPR、ビジネスマッチングを支援します。なお、実施にあたっては、取り組みを支援する株式会社等の法人組織などの設置を検討します。

◆6-(2)-① 産業観光の推進

高い技術を有する企業の工場や歴史ある企業が所有する建物などを活用した観光ルート、商店街の空き店舗を活用した体験工房、市街地で活躍する事業者や技術者の技能に親しむなどの産業観光の取り組みを検討し、来街者の増加と市民の産業に対する理解増進を推進します。

◆7-(1)-① 農商工・民学産公連携等、関係団体との協働の推進

農業者と商工業者が連携した6次産業などの新サービス・商品の開発等の取り組みや、大学・研究機関、JA東京むさし、三鷹商工会、まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構等と連携した共同研究・開発、情報提供等を推進します。

Ⅵ 関連個別計画

- 産業振興計画 2022
- 農業振興計画 2022



三鷹産業プラザ

4 商業環境の整備

I 基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

市内の商業環境は、商店数の減少傾向や、近隣市における大型店舗の進出などによる市外への顧客の流出など、依然として厳しい状況にあります。市では、都市計画と連携した、特別商業活性化地区の指定や三鷹駅前協同ビル保留床の商業利用などによる商業活性化に取り組んできました。また、平成19年に制定した「三鷹市商店街の活性化と商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づき、商店会連合会と三鷹商工会が実施するプレミアム付き市内共通商品券事業「三鷹むらさき商品券事業」や商店会が行う販売促進のための各種イベント・施設整備への支援強化に取り組んでいます。そのほか、みたか都市観光協会、まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構等の関係団体と連携して、商店街振興、都市観光、科学文化振興が一体となった事業を展開するなど、多様な商業振興事業を推進しています。今後は、関係団体との連携を深め、さらなる商業の活性化につながるような支援を進める必要があります。

施策の方向

「産業と生活が共生する都市」をめざした「産業振興計画2022」の商店街の活性化（商店街振興プラン）に基づき、市民が地域の商店街で楽しみながら日常の買い物ができるよう買物環境の整備を行い、消費者の利便性の向上を図るとともに、「商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づき、商店会が実施するイベント・施設整備や空き店舗を活用した新しい商店の誘致等、商業環境の整備を推進します。なお、三鷹駅前中心市街地については、三鷹らしい再開発や商業と観光の連携を進めるため、関係団体と協働して活性化施策の検討を進めます。

また、三鷹らしい都市観光施策を進めるため、みたか都市観光協会や関係機関との協働により、市立アニメーション美術館（三鷹の森ジブリ美術館）、国立天文台等の地域資源を活用・情報発信し「住んでよし、訪れてよしのまち三鷹」の実現に向け、「おもてなし」の心に満ちた都市型観光を推進します。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成21年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
商店数（小売業及び卸売業）	1,134店舗	維持	維持	維持

商業の集積を示す指標です。商店数は長引く不況、後継者不足、大型店や他地域への顧客の流出などにより、減少傾向が続いています。地域要望に応じた商業集積やサービスの展開を支援し、地域住民の利用を促進することで、商店数が維持されるよう支援します。（「経済センサス基礎調査」平成21年）

協働指標	計画策定時の状況 (平成19年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
小売販売額	129,052百万円	132,000百万円	135,000百万円	138,000百万円

商業活性化の状況を示す指標です。商業の活性化に向け、各個店や商店会の創意工夫ある取り組みや、商店会・商店会連合会への支援を行います。（「商業統計調査」平成19年）

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
観光案内所訪問者数	24,876人	26,000人	28,000人	30,000人

市の観光振興による地域活性化を示す指標です。(みたか都市観光協会)

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、地域商店街が地域に果たす経済的、社会的役割の重要性を認識し、事業者との相互理解や連携のもと、商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に協力するように努めます。
- 商店会は、にぎわいと交流の場の創出に努め、組織の基盤強化、商店会相互の連携及び事業者の加入の促進に努めます。
- 事業者は、商店街のにぎわいと交流の場の創出に協力し、市民や関連団体との相互理解のもと、自らの創意工夫と自助努力により商店街活性化の主体的役割を担います。
- 関係団体は、市民や事業者に対し、情報の提供、相談等に努めます。

市の役割

- 市は、商業の活性化のため、国、東京都、商店会、事業者、経済団体及びまちづくり関係団体等と連携し、商店会、事業者が主体的に取り組む事業に対し、多方面から支援します。
- 市は、市民に対し、地域商店街の重要性についてPRを行います。

Ⅳ 施策・主要事業の体系

【主要】：主要事業 【推進】：推進事業

1 計画等の策定と推進

(1)	「産業振興計画2022」の策定と推進	【主要】	①「産業振興計画2022」の策定と推進
(2)	「商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づく施策の推進	【推進】	①「商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づく施策の推進

2 商店街活性化への支援

(1)	商店街活性化への支援	【主要】	①買物環境の整備
		【推進】	②三鷹商工会・商店会連合会・商店会の活動・組織強化への支援
		【推進】	③空き店舗活用の推進
		【推進】	④三鷹ブランド「メイドイン三鷹（仮称）」の展開支援 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
		【推進】	⑤まちづくり推進地区の指定等による活性化の支援
			⑥（仮称）商店街パートナー制度創設に向けた検討
			⑦消費者ニーズの把握と活用の支援
			⑧事業所集積による活性化の推進
			⑨バーチャルモール（電子商店街）運営の支援
			⑩地域通貨の導入の支援策の検討
			⑪スーパー・チェーン店との共存・共栄策の推進
			⑫イベント・販売促進事業等への支援

3 魅力ある商業空間の創出と協働の推進

(1)	商業空間等の基盤整備	推進	①地域商店街のバリアフリー化の推進
			②地区計画・特別用途地区等都市計画制度の活用
			③駐輪場・駐車場、荷捌きスペースや共同集荷場等整備の支援
			④商店街街路灯整備事業の推進
			⑤店舗の共同・集約化の検討
(2)	コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援	主要	①コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照

4 観光振興によるまちの活性化

(1)	観光振興の推進	主要	①みたか都市観光協会との連携・協働による観光の振興
		推進	②産業観光の推進 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
			③姉妹友好市町村等との観光交流の推進
			④市立アニメーション美術館との連携の強化
			⑤ICT技術を活用した観光の振興
			⑥みたか都市観光協会の運営基盤強化

5 経営基盤の強化と人材の育成

(1)	経営基盤の強化	推進	①商店会の法人化支援
			②経営相談・指導機能の拡充 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
			③ICT技術の活用に向けた支援 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
			④三鷹産業プラザの支援機能の充実と活用の促進 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
			⑤事業資金融資あっせん制度の充実 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
(2)	人材の育成	推進	①三鷹商工会、まちづくり三鷹、みたか都市観光協会、三鷹ネットワーク大学推進機構等と連携した人材育成の推進 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
			②後継者育成事業の拡充 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
			③小・中学生の体験学習等への協力 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照

6 地区特性に応じた計画的な商業集積の形成

(1)	三鷹駅前中心市街地の活性化の促進	主要	①「三鷹駅前地区再開発基本計画」の推進 ▶「第2部-第6 再開発の推進」参照
		主要	②三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進 ▶「第2部-第6 再開発の推進」参照
		推進	③「中心市街地活性化基本計画」の策定の検討
		推進	④中央通りモール化整備事業の推進 ▶「第2部-第6 再開発の推進」参照
		推進	⑤三鷹駅南口西側中央地区協同ビル建設事業の支援 ▶「第2部-第6 再開発の推進」参照

(2)	駅前商業地区活性化の促進	主要	①三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定 及び三鷹台駅前広場整備等の実施 ▶「第2部-第6 再開発の推進」参照
-----	--------------	----	---

7 推進体制の整備

(1)	推進体制の整備	推進	①農商工・民学産公連携等、関係団体との協働の推進 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
-----	---------	----	--

V 主要事業

◆1-(1)-① 「産業振興計画 2022」の策定と推進

「産業振興計画 2022」に基づき、市民生活に欠かすことのできない商店街を中心としたまちづくりの推進に努めます。市民が便利に買物ができるような買物環境の整備、中心市街地の活性化をはじめとする商店街の振興など、商業環境の整備を推進します。また、市内の魅力ある地域情報の発信、観光による地域活性化など、にぎわいの創出に向けた取り組みを推進し、関係団体と連携、協働して商業振興を計画的に進めます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「産業振興計画 2022」 の策定と推進	策定、推進	策 定	推 進				

◆2-(1)-① 買物環境の整備

商店会、商店会連合会、三鷹商工会、まちづくり三鷹など関係団体と連携し、商店街が実施する定期的な市場の開催、商品の宅配や送迎サービスの実施、サロンの開設など、地域の状況にふさわしい買物支援と商店街のにぎわいづくりとなる事業を支援します。なお、事業の実施においては、モデル事業による検証を踏まえ、対象地域の拡大を図り、継続可能な実施方法を検討し、商店会等の活動をサポートする株式会社等の法人組織などの設置を検討します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
買物環境の整備	推 進	検 証	検 討	推 進			

◆4-(1)-① みたか都市観光協会との連携・協働による観光の振興

市立アニメーション美術館、国立天文台、商店街のイベント、市内で活躍する事業者の技術、歴史的意義や高い技術力を有する産業など、さまざまな観光資源を活用・情報発信し「住んでよし、訪れてよしのまち三鷹」の実現に向け、観光客が訪れたいくなるようなにぎわいと魅力あふれる「おもてなし」の心に満ちた都市型観光を推進します。また、近隣自治体や鉄道事業者等と連携した広域的な観光ルートや観光資源の開発・PRによる観光振興を検討します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
みたか都市観光協会と の連携・協働による観 光の振興	推 進	推 進					

VI 推進事業

◆1-(2)-① 「商店街の活性化及び商店街を中心としたまちづくりの推進に関する条例」に基づく施策の推進

商店会、商店会連合会、三鷹商工会、まちづくり三鷹、三鷹ネットワーク大学推進機構など関係団体が協働で実施するイベント事業や商店会連合会と三鷹商工会が実施するプレミアム付き市内共通商品券事業「三鷹むらさき商品券事業」への支援のほか、商店街の整備など、まちの活性化に向けた事業を支援します。また、買物支援をはじめ、まちの安全安心、地域福祉、環境負荷低減への取り組みなど、商店街が担う地域のコミュニティ機能を活かしたまちづくりを推進します。

◆2-(1)-② 三鷹商工会・商店会連合会・商店会の活動・組織強化への支援

三鷹商工会、商店会連合会、商店会等が実施する会員増強策となる取り組みを支援し、組織率の向上を図り、関係団体の活動を促進します。

◆2-(1)-③ 空き店舗活用の推進

魅力ある商店街づくりのため、空き店舗調査を実施し、空き店舗化する原因の調査や状況の把握を行います。また、その結果を踏まえ、三鷹商工会等の関係団体と連携し、新規店舗や不足業種の誘致、イベント、観光、商店街等の情報発信や休憩、託児、ミニデイサービス等としても活用できるコミュニティサロンの設置などを検討します。

◆2-(1)-⑤ まちづくり推進地区の指定等による活性化の支援

連雀通り商店街地区など、まちづくり推進地区に指定され、商店街の活性化が整備方針として定められた地域について、地元商店会や関係団体と連携し、地域の実情に即した商店街の活性化策の検討を支援します。なお、道路の拡幅等が伴う地域については、必要な施設の整備についても検討し、商店街の活性化に取り組みます。

◆3-(1)-① 地域の商店街のバリアフリー化の推進

地域の身近な商店街として、すべての人々が安心して買い物ができるように、歩道の拡幅や段差の改良に併せて、各店舗のバリアフリー化を誘導し、商店街にふさわしい整備を進めます。

◆5-(1)-① 商店会の法人化支援

商店会の組織経営の適正化を図り、金融機関による融資や多様な支援制度を活用できるように、商店会の法人化を支援します。

◆6-(1)-③ 「中心市街地活性化基本計画」の策定の検討

三鷹駅南口再開発と連携して、駅前を拠点とした中心市街地の活性化を進め、商店街の施設整備の支援や観光と商業の連携等を位置付けた「中心市街地活性化基本計画」の策定を検討し、対象地区についても再検討します。

VII 関連個別計画

- 産業振興計画 2022
- 三鷹駅前地区再開発基本計画
- 土地利用総合計画 2022



まちなか協働サロン「西野園」

I 基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

平成21年に「消費者庁」が創設され、翌年平成22年には消費者基本法第9条に基づく「消費者基本計画」が改定されました。国は、地方公共団体、消費者団体等との連携・協働と消費者政策の実効性の確保や向上を図りました。

三鷹市における消費者相談の状況は、平成16年度（2,492件）をピークに、平成22年度は1,036件と減少傾向にあります。高齢者からの未公開株などの投資に関する相談は増加する傾向にあります。こうした複雑・多様化、高額化する消費者被害の防止や消費者啓発を推進するため、消費者相談事例集の発行やイベント・街頭キャンペーン等を活用した各年代層別の消費者被害防止啓発パンフレットの配布、市内小・中学校への消費者教育副読本の配布による学校での消費者教育に取り組んでいます。今後も、国、東京都、消費者団体をはじめ警察署、三鷹商工会など関係機関と連携し、市民にとって有効で実効性のある情報提供を一層進める必要があります。

市内の雇用環境は、長引く不況や東日本大震災等の影響により、ますます不透明な状況になっています。市民協働センターに設置した「わくわくサポート三鷹」による高齢者就業支援事業や幅広い世代に対応した就職支援セミナー、就職面接会などを実施し、市民の雇用確保に向けた取り組みを推進しています。今後も、市民の生活の安定のため、創業支援も含めた雇用確保や、労働環境の改善を進めていくことが求められています。

施策の方向

適切かつ迅速な消費者相談に対応するため、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を活用した、相談体制の充実や情報提供事業を展開します。高齢者の消費者被害を防止するため、地域包括支援センターや高齢者福祉部門と連携した周囲の見守り体制の構築に向けた取り組みを進めます。また、災害時における消費者への情報提供や放射線の影響を含めた食品の安全性に関する情報提供の充実に取り組めます。

雇用確保に向けては、ハローワーク三鷹、東京しごと財団などの関係団体との連携を深め、求職者の状況に応じた就業支援など、勤労者の生活の安定に向けた取り組みを進めます。また、ワーク・ライフ・バランスの推進、勤労者福祉サービスセンター、多摩東部地域産業保健センターなどとの連携により、勤労者が安心して働ける環境づくりを推進します。

II まちづくり指標

行政指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
消費者活動センターの利用者数	35,949人	37,000人	38,000人	40,000人

消費生活に関する市民の活動状況を示す指標です。セミナーなどの開催による消費者教育の充実や市民団体活動を積極的に支援し、消費者活動センター(地区公会堂含む。)の利用者数の向上を図ります。

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
高齢者就業支援事業・就職面接会の利用者(内定者)数	4,372人 (198人)	4,500人 (200人)	4,750人 (210人)	5,000人 (215人)

就職支援施策の成果等を示す指標です。関係団体等と連携し、求職者への就業機会の創出を図ります。利用

者数は、高齢者就業支援事業「わくわくサポート三鷹」への就職相談者及び多様な働き方に関する相談者、就職面接会への来場者の合計人数です。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 市民は、消費者セミナーへの参加やさまざまな消費者教育から、必要な知識修得や情報を収集し、自主的かつ合理的に活動する「賢い消費者」となるよう努めます。
- 事業者は、消費者の権利尊重及び自立支援のため、公平な取引の確保や情報提供、苦情対応を行います。
- 消費者団体や関係機関は、消費生活の安定と向上を図るさまざまな施策について連携を強化し、市民生活に有効な情報の提供や啓発教育などの活動を推進します。
- 市民は、就労に必要なスキルを自ら身につける努力をするとともに、セミナーや面接会に積極的に参加します。
- 事業者は、ワーク・ライフ・バランス等の取り組みを通して、従業員の労働環境の向上に努めます。
- ハローワーク三鷹、東京しごと財団等の関係団体は市と連携し、求職者の状況に応じた就職支援の取り組みを推進します。

市の役割

- 市は、市民のくらしを守るため、消費者相談及び啓発・情報提供事業を実施します。
- 市は、各種消費者セミナーや消費者教育を実施します。
- 市は、関係機関等と連携して、消費者被害防止に向けたイベント時の啓発活動や街頭キャンペーンなどの啓発活動を積極的に実施します。
- 市は、雇用情勢の推移を見極め、ハローワーク三鷹、東京しごと財団などの関係団体と連携し、就職面接会・就職支援セミナーなどの就職支援に向けた取り組みを進めていきます。
- 市は、ワーク・ライフ・バランスや労働行政に関する情報提供を行い、市民・事業者の両者に対する啓発活動を行います。

Ⅳ 施策・主要事業の体系

主要：主要事業 推進：推進事業

1 相談体制・情報提供の充実

(1)	相談・情報提供事業の充実	主要	①消費者相談・情報提供事業の充実
		推進	②しごとの相談・情報提供の充実

2 消費者支援事業の充実

(1)	食品の安全性の確保	主要	①食品の安全性の確保
(2)	消費者の安全施策の拡充	推進	①消費者の安全施策の拡充
(3)	生活用品のリサイクルの促進		①みたかフリーマーケットの支援の推進
(4)	消費者活動の支援	主要	①買物環境の整備 ▶「第2部-第4 商業環境の整備」参照
			②消費者活動センターの充実
			③市民活動の支援

3 消費者被害防止の推進

(1)	啓発事業の充実	主要	①消費者セミナー等啓発事業の充実
			②団体活動の情報提供
			③市民・事業者への啓発事業の推進

(2)	消費者被害防止体制の充実	推進	①高齢者の消費者被害防止体制の充実
			②関係機関等との連携・協働の推進
(3)	消費者教育の充実		①消費者教育の充実

4 就労支援の充実

(1)	就労支援の推進	主要	①就職面接会・就職支援セミナーの開催
		推進	②高齢者就業支援事業の推進
		推進	③障がい者就労支援施設の運営支援 ▶「第5部-第3 障がい者福祉の推進」参照
		推進	④生活安定、自立支援の拡充 ▶「第6部-第2 子育て支援の充実」参照
			⑤多様な働き方への支援
(2)	新たな雇用の創出	主要	①「都市型産業誘致条例」に基づく企業誘致の推進 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
		主要	②SOHOの民間施設等への集積と多様化の促進 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照
		主要	③コミュニティビジネス、ソーシャルビジネス、NPO活動の支援 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照

5 労働環境の改善と勤労者の生活の支援

(1)	勤労者の生活の安定と福利厚生 の充実	推進	①勤労者福祉サービスセンター事業の推進
		推進	②「住宅手当や緊急融資」など低所得者・離職者対策事業 の実施 ▶「第5部-第4 生活支援の充実」参照
			③多摩東部地域産業保健センター事業との連携・推進
			④生活資金の融資あっせん
(2)	就労の場における男女平等の実 現		①関連情報の市内事業者等への提供及び啓発の実施 ▶「第1部-第3 男女平等社会の実現」参照
(3)	企業の子育て支援推進への働き かけ		①企業の子育て支援への働きかけ ▶「第6部-第2 子育て支援の充実」参照
(4)	仕事と生活の調和（ワーク・ラ イフ・バランス）の実現のため の事業の推進	主要	①ワーク・ライフ・バランスの実現に向けた啓発事業の実施 ▶「第1部-第3 男女平等社会の実現」参照
			②地域貢献・災害協力の取り組みへの支援 ▶「第2部-第3 都市型産業の育成」参照

6 推進体制の整備

(1)	連携・協働の推進	推進	①関係団体との連携・協働の推進
			②国・東京都等との連携・協働の推進

V 主要事業

◆1-(1)-① 消費者相談・情報提供事業の充実

複雑・高額化している消費者被害に対応するため、PIO-NET(全国消費生活情報ネットワークシステム)を活用しながら、適切かつ迅速な相談体制の充実を図ります。情報提供の充実では、消費者相談事例をホームページや広報に掲載するとともに、東京都などの関係機関が発行するパンフレット等を窓口、イベント会場、高齢者支援施設等で積極的に配布し、消費者被害を未然に防止する情報提供事業を充実させます。また、災害時における消費者行動に対する情報提供のあり方を検討します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
消費者相談・情報提供 事業の充実	充 実	充 実					

◆2-(1)-① 食品の安全性の確保

食品産地偽装や賞味期限の改ざん、食品添加物、食の安全性(安全・安定供給等を含む。)の対策を充実させるため、事業者の取り締まりの強化や表示の適正化を推進するよう、国や東京都と連携して取り組みます。また、食品表示・安全機能強化策として、消費者活動支援団体とともに食品(安全性等)に関するセミナー開催や放射線等について情報提供を行います。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
食品の安全性の確保	充 実	充 実					

◆3-(1)-① 消費者セミナー等啓発事業の充実

消費者トラブルを未然に防ぎ、自立した消費者となるよう、地域の集会、事業所、施設、学校等に消費者相談員を派遣して出前講座などのセミナーを開催するとともに、各種イベント会場での啓発活動や街頭キャンペーンを実施するほか、消費者活動支援団体などの関係団体等と連携した啓発事業の取り組みを進めます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
消費者セミナー等啓発 事業の充実	充 実	充 実					

◆4-(1)-① 就職面接会・就職支援セミナーの開催

ハローワーク三鷹、東京しごと財団などの関係団体との連携を深め、若年者から中高年までさまざまな年代に対応した就職面接会・就職支援セミナーを開催し、市民の就職機会の拡大や就職に向けたスキルアップを支援します。また、中高年者に対しては再就職活動やセカンドライフ設計に関するセミナーを開催するなど、就労支援の充実を図ります。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
就職面接会・就職支援 セミナーの開催	充 実	充 実					

VI 推進事業

◆1-(1)-② しごとの相談・情報提供の充実

三鷹産業プラザで毎月開催している就労・年金・内職など「しごと」に関する総合的な相談窓口を充実します。また、ハローワーク三鷹をはじめとする関係団体の就労支援の内容等を掲載した総合的な情報ガイドブックを作成し、就労希望者等への情報提供を図ります。

◆2-(2)-① 消費者の安全施策の拡充

消費者安全法に基づく消費者事故等の情報を収集し、市のホームページや広報などにより市民に周知します。また、相談者から依頼される製品等の事故原因調査に関係機関に依頼・要請し、電化製品などの消費者事

故防止に努めます。なお、安全対策に関する諸施策を実施するため、東京都と連携し、国（消費者庁等）や事業者製品に製品の安全対策等を要望します。

◆3-(2)-① 高齢者の消費者被害防止体制の充実

高齢者を狙った訪問販売等の悪質商法に対する被害を防止するため、高齢者関連部署や関係機関等との連携を強化します。消費者被害防止啓発のために消費者相談員を高齢者支援施設等へ派遣し、出前講座を開催します。また、地域包括支援センターや地域ケアネットワーク、高齢者福祉関連部署とともに、周囲の見守り環境の整備や高齢者の消費者被害を防止する体制の充実に努めます。

◆4-(1)-② 高齢者就業支援事業の推進

高齢者就業支援事業（わくわくサポート三鷹）における就職相談や事業所開拓の取り組みを推進し、高齢者の能力や経験を活用できる雇用機会の増加を図ります。

◆5-(1)-① 勤労者福祉サービスセンター事業の推進

勤労者福祉サービスセンターの運営を支援し、市内中小企業の事業主や勤労者、中小企業に勤務する市民の福利厚生の実現、勤労者が安心して働ける環境づくりを進めます。

◆6-(1)-① 関係団体との連携・協働の推進

消費者被害防止啓発や暮らしに役立つ消費者セミナーの開催、情報提供等を、消費者団体、市民団体などの関係団体と協働で実施するほか、勤労者福祉サービスセンター・わくわくサポート三鷹・多摩東部地域産業保健センター等との連携を一層推進します。

Ⅶ 関連個別計画

- 産業振興計画 2022



消費者セミナー

I 基本的な考え方

これまでの取り組みと課題

都市として一定の成熟期を迎えた三鷹市においては、持続可能な都市の創造に向けて、環境保全や経済性に配慮した都市構造・都市空間の「更新・再生」が必要になっていることから、公共施設の整備・再配置や耐震化、市有地の有効活用のほか、市街地再開発事業や住宅・民間建築物における耐震化の促進など多様な取り組みを進めています。

三鷹駅前地区の再開発については、「安全と安心のまちづくり」「都市の活性化」「良好な市街地の形成」「まちの個性の創出」という4つの基本的な視点に加え、バリアフリーのまちづくりや、協働のまちづくりの視点を加味して積極的に取り組んできました。現在、三鷹駅南口中央通り東地区（三鷹センター周辺・文化劇場跡地）の再開発の事業化に向けて、都市再生機構を中心とした地元協議会において検討を進めています。また、当該再開発事業と区域内幹線道路第2期整備事業や中央通りモール化整備事業が一体的な事業として展開できるよう、関係機関と連携し取り組んでいきます。一方で、三鷹台駅前周辺地区については、まちづくり条例に基づく「まちづくり推進地区」に指定していることから、市民との協働による「まちづくり推進地区整備方針」を策定し、それに基づく事業の推進を図ることが課題となっています。

施策の方向

「都市再生ビジョン」に基づいて平成22年3月に策定した「市民センター周辺地区整備基本プラン」を踏まえ、都市再生機構の防災公園街区整備事業を活用して、「新川防災公園・多機能複合施設（仮称）」の整備を行い、既存施設の耐震性能・老朽化への対応と集約による利便性の向上をめざし、都市機能の更新を図ります。また、防災公園に合わせて建設される複合施設との機能連携を図った市庁舎建替え等プランの検討も開始します。

商業施設等の集積による地区のにぎわい拠点の整備とともに、円滑でだれにとっても安全な交通環境の整備や周辺環境へ配慮した駅前空間の整備に向けて、三鷹駅周辺における面的なまちづくりについて検討します。一方、三鷹台駅前周辺地区については、「まちづくり推進地区整備方針」の策定に取り組めます。

これらの取り組みにあたっては、景観や環境への配慮、防災機能の向上に努め、国、東京都の助成制度の積極的な活用を図ることにより、高環境・高福祉のまちづくりの一層の推進を図るものとします。

II まちづくり指標

協働指標	計画策定時の状況 (平成22年)	前期目標値 (平成26年)	中期目標値 (平成30年)	目標値 (平成34年)
「主要4事業」の達成状況 (着手・継続)	0件	3件 (①②④)	3件 (①②④)	3件 (②③④)
「主要4事業」の達成状況 (完了)	0件	0件	0件	1件 (①)

「第2部－第6 再開発の推進」の施策体系における主要な4事業の達成状況を示す指標です。「主要4事業」とは①三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業、②区域内幹線道路第2期整備事業、③中央通りモール化整備事業、④三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定及び三鷹台駅前広場整備等の実施を指しています。

Ⅲ 施策展開における協働と役割分担

市民、事業者・関係団体等の役割

- 再開発事業における地元協議会は、事業化に向けた関係地権者の合意形成の中心的な役割を担います。
- まちづくり協議会は、住民発意によるまちづくり活動を進めることにより、良好な住環境の保全や商業の活性化など地域特性に応じたまちづくりを進めます。
- 都市再生機構は、市に代わって国庫補助金を確保しながら「新川防災公園・多機能複合施設(仮称)」の整備を行います。

市の役割

- 市は、地元の地権者の合意形成の支援及び市街地再開発事業に向けた検討を進めます。
- 市は、三鷹駅南口中央通り東地区において、まちづくりや景観の観点から高度利用地区と市街地再開発事業に加えて、地区計画等の面的なまちづくりについて検討します。
- 市は、住民発意によるまちづくりに対して、まちづくり三鷹と連携しながら支援し、地域特性に応じた協働のまちづくりを推進します。
- 市は、市民の意見・要望を踏まえ、施設計画や完成後の施設の管理運営の検討を進めるとともに、整備事業の適切な進行管理を行います。

Ⅳ 施策・主な事業の体系

【主要】：主要事業 【推進】：推進事業

1 三鷹駅前エリア

(1)	「三鷹駅前地区再開発基本計画」の推進	【主要】	①「三鷹駅前地区再開発基本計画」の推進
(2)	区域内幹線道路の整備	【主要】	①区域内幹線道路第2期整備事業の推進
(3)	商業環境の整備	【推進】	①中央通りモール化整備事業の推進
(4)	再開発事業の推進	【主要】	①三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進
(5)	建築物の協同化の支援	【推進】	①三鷹駅南口西側中央地区協同ビル建設事業の支援

2 市民センターエリア

(1)	新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業の推進	【主要】	①新川防災公園・多機能複合施設(仮称)整備事業の推進
(2)	市庁舎の整備	【主要】	①市庁舎建替えプランの検討 ▶「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照
		【主要】	②第二分庁舎(ボランティアセンター)の建替え ▶「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照

3 三鷹台駅前エリア

(1)	三鷹台駅前エリア	【主要】	①三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定及び三鷹台駅前広場整備等の実施
-----	----------	------	---

4 三鷹台団地エリア

(1)	三鷹台団地周辺の再開発		①三鷹台団地の建替えに伴う良好な住環境の誘導
			②三鷹台団地周辺の公共施設等の再配置

5 主要幹線沿道等と都市基盤の再生

(1)	主要幹線の整備に伴う誘導		①東八道路沿道の良好な地域環境の保全に向けた誘導 ②調布保谷線沿道の良好な地域環境の保全に向けた誘導
(2)	大規模集合住宅の再生・整備	推進	①都市再生機構・都営住宅等の建替えに伴う良好な住環境の誘導
(3)	橋梁の再生・整備	主要	①橋梁の架け替え・補修
(4)	下水道施設の再生・整備	主要	①「下水道経営計画(仮称)」の策定 ▶「第4部-第3 水循環の促進(上下水道)」参照
		主要	②「下水道再生計画(下水道長寿命化計画)(仮称)」の策定と推進 ▶「第4部-第3 水循環の促進(上下水道)」参照

6 再開発事業の推進

(1)	推進体制の整備		①市民参加の推進 ②まちづくり三鷹との連携の強化 ③都市再生機構との連携強化
(2)	民間活力の導入		①JR東日本との連携の強化 ②民間の資金や技術・知識を活用した都市再生の取り組みの推進
			③低未利用資産の処分・有効活用 ▶「第8部-第2 「21世紀型自治体」の実現と都市自治の確立」参照
(3)	国や東京都等の助成制度の活用		①補助金等の積極的な活用

V 主要事業

◆1-(1)-① 「三鷹駅前地区再開発基本計画」の推進

三鷹駅前地区再開発の動向等を踏まえ、安全で快適な都市空間の創出と地域の活性化を図るため、平成17年10月に改定した「三鷹駅前地区再開発基本計画」を推進します。

また、「三鷹駅前地区再開発基本計画」に基づき、「安全と安心のまちづくり」「都市の活性化」「良好な市街地の形成」「まちの個性の創出」という4つの基本的な視点に加え、バリアフリーのまちづくりや協働のまちづくりの視点を加味して、三鷹駅前再開発事業に積極的に取り組みます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
「三鷹駅前地区再開発基本計画」の推進	三鷹駅前再開発事業の推進	推 進					

◆1-(2)-① 区域内幹線道路第2期整備事業の推進

三鷹駅南口地区の再開発整備に伴い発生集中する交通を分担し、地区内道路の交通量の軽減を図るとともに、同地区のバリアフリーの推進と回遊性を確保するため整備を行うもので、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業との一体整備を図る必要があります。

また、中央通りモール化に伴うループ道路として地元の理解と協力を得る必要があり、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業及び中央通りモール化整備事業と連携しながら進めます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
区域内幹線道路第2期 整備事業の推進	整備事業の実施	検 討				整備事業 の実施	

◆1-(4)-① 三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業の推進

文化劇場跡地を所有する都市再生機構との連携を強化し、三鷹駅南口エリアの核となり、当該地域及びその周辺地域の活性化を図るため、地元の合意形成の支援及び市街地再開発事業に向けた検討を進めます。

また、都市計画手続きについては、まちづくりや景観の観点から高度利用地区と市街地再開発事業に加えて、地区計画等の面的なまちづくりについて検討します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
三鷹駅南口中央通り東 地区再開発事業の推進 (事業費：約2億4千万円)	再開発事業の 支援完了	支 援	手 続 き	都 市 計 画	決 定	都 市 計 画	事 業 認 可
						再開発事業の推進	→

◆2-(1)-① 新川防災公園・多機能複合施設(仮称) 整備事業の推進

市役所東側の東京多摩青果三鷹市場跡地に、都市再生機構の防災公園街区整備事業を活用して、新川防災公園(仮称)、スポーツ施設とともに老朽化により耐震性に課題がある公共施設等(福祉会館、総合保健センター、社会教育会館、北野ハピネスセンター(幼児部門))を集約し、防災課など災害対策本部の核となる機能を加えた多機能複合施設の整備を図り、安全安心と市民サービスの向上をめざした防災拠点、元気創造拠点づくりを推進します。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
新川防災公園・多機能 複合施設(仮称) 整備 事業の推進 (事業費：約192億円 平成29年度まで)	整備・運営	実 施 設 計	→		整 備	→	整備・運営
							運 営

◆3-(1)-① 三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定及び三鷹台駅前広場整備等の実施

三鷹市の東部地区の玄関口にふさわしい都市空間を創出するため、安全で快適な歩行空間の確保や商業の活性化に配慮したまちづくり条例に基づく、三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定を行います。本方針は、三鷹都市計画道路3・4・10号の都市計画を変更し、地区計画等による面的なまちづくりへの展開を図ることをまちづくりの柱としたものであり、駅前広場のあり方や商業の活性化を踏まえた商業環境の拡充等について、関係地権者との合意形成を図るため、意見交換を実施し策定に取り組めます。

また、本整備方針に基づき、三鷹台駅前広場整備等に着手するなど、当該地区のまちづくりを推進します。



三鷹駅前ロータリー

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
三鷹台駅前周辺地区まちづくり推進地区整備方針の策定及び三鷹台駅前広場整備等の実施	地区整備方針の策定及び駅前広場整備等の実施	方針の策定検討	都市計画変更等 方針の策定	→	小広場整備 用地確保	・交通広場整備等の実施 ・市道第135号線緊急整備方針における第3工区・第4工区整備の検討	

◆5-(3)-① 橋梁の架け替え・補修

橋梁現況調査の結果等を踏まえ、「橋梁長寿命化修繕計画」を策定し、老朽化した橋梁の架け替えを行うなど、橋梁の安全性を確保し効率的な維持保全を図ります。

架け替えにあたっては、環境への配慮、周辺景観との調和や、周辺住民、通行人及び通行車両に配慮し丁寧に進めます。

	計画期間 (平成34年)の目標	前 期				中 期 (27～30)	後 期 (31～34)
		23	24	25	26		
橋梁の架け替え・補修 (事業費：約4億9千万円)	新橋、宮下橋の架け替えの完了	新橋 工事完了		用地取得	用地取得	宮下橋工事	

Ⅵ 推進事業

◆1-(3)-① 中央通りモール化整備事業の推進

中央通りの三鷹駅前交差点から下連雀三丁目30番先（丸正前）交差点までの間約350mについて、誰もが安心して買物や移動ができる歩行空間を確保し、魅力ある商業空間を創出するためモール化整備事業に取り組みます。整備にあたっては、交通規制、買物駐輪場、荷捌きスペースや歩行者空間の確保等の課題を整理し、関係団体・市民等の連携により、事業の推進を図ります。また、三鷹駅南口中央通り東地区再開発事業及び区域内幹線道路第2期整備事業と連携しながら一部モデル区間として整備を進めます。

◆1-(5)-① 三鷹駅南口西側中央地区協同ビル建設事業の支援

三鷹駅南口西側中央地区では、民間主体での協同ビル化の方向で地権者が組合を発足し、事業化に向けた検討を行っています。駅前広場に面する位置にあることから、商業の活性化や市民生活の向上に寄与し、三鷹の表玄関にふさわしい協同ビルとなるよう、引き続き支援します。

◆5-(2)-① 都市再生機構・都営住宅等の建替えに伴う良好な住環境の誘導

都市再生機構が関わる牟礼団地や都営住宅の建替え等の大規模開発において整備される道路や公園、福祉施設等の公共公益施設の設置については、まちづくり条例の環境配慮制度による周辺環境との調和をめざし、関係機関・団体と連携しながら良好な住環境の創造に向けた要請と誘導を行います。

Ⅶ 関連個別計画

- 市民センター周辺地区整備基本プラン
- 都市再生ビジョン
- 三鷹駅前地区再開発基本計画